



よくある質問にお答えします



いつから健康保険証として使えるようになるの？



どこの病院や薬局で使えるの？

健康保険証としての利用は、2021年3月から順次始まる予定です。
利用に必要な事前登録は、2020年度はじめから、マイナポータルで申し込みができます。



2020年度から医療機関や薬局で順次必要な機器を導入していくこととしています。
2021年3月(予定)の利用開始時に、全国の医療機関や薬局の6割程度、2023年3月末には、おおむね全ての医療機関や薬局での導入を目指しています。

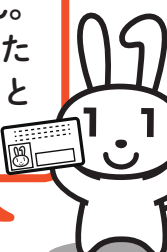


マイナンバーを見られるのが不安です



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。
もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続することはできない仕組みになっています。



健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。
落としたり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイ ナン バー

受付時間(年末年始を除く)

平 日 9:30~20:00
土 日 祝 9:30~17:30

紛失・盗難による
マイナンバーカードの
利用停止については
**24時間
365日受付!**



マイナンバーカードの
↓申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

通知カード、マイナンバーカード

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about My Number System

0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカード

Inquiries about Notification Card and My Number Card

0120-0178-27

2021年3月(予定)から

マイナンバーカードが

健康保険証として

利用できるようになります!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター
マイキーくん



2021年3月(予定)から マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!



1 マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

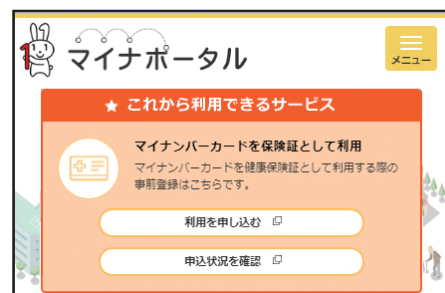
医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器、又は職員が目視で確認します。

※機器を使う場合、顔写真は保存されません。

2 オンラインであなたの 医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用には事前に登録が必要です



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。登録の申込は、2020年度はじめてマイナポータル*でできるようになります。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。



どないいいことが? 6つのメリット

POINT! 1 健康保険証として ずっと使える!

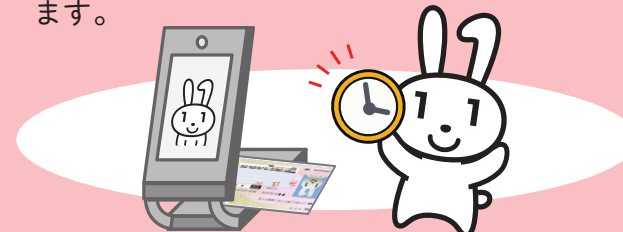
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT! 2 医療保険の資格確認が スピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT! 3 窓口への書類の持参が 不要に!

オンラインによる医療保険資格の確認により、高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になります。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT! 4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります。(2021年秋頃予定)
患者の同意のもと、医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を、また、薬剤師も薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能となります。



POINT! 5 医療保険の 事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が増えるなど、保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT! 6 マイナンバーカードで 医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年秋頃予定)。確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、医療機関等の領収書がなくても手続ができるようになります。

